

監 第 12 号
平成29年8月10日

塩竈市長 佐 藤 昭 殿

塩竈市監査委員 高橋 洋一
塩竈市監査委員 菊地 進

決算審査意見について

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された、平成28年度塩竈市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び付属書類、並びに基金の運用状況を示す書類について審査した結果、その意見を別紙のとおり提出します。

目 次

第1 審査の対象 -----	1
第2 審査の期間 -----	1
第3 審査の方法 -----	2
第4 審査の結果 -----	2
第5 決算の概要 -----	3
1 決算総括-----	3
2 一般会計-----	5
1) 概況-----	5
2) 歳入-----	9
3) 歳出-----	24
4) むすび-----	35
3 特別会計-----	37
1) 概況-----	37
2) 会計別-----	39
(1) 交通事業-----	39
(2) 国民健康保険事業-----	43
(3) 魚市場事業-----	48
(4) 下水道事業-----	52
(5) 漁業集落排水事業-----	55
(6) 公共用地先行取得事業-----	57
(7) 介護保険事業-----	59
(保険事業勘定、介護サービス事業勘定)	
(8) 後期高齢者医療事業-----	66
(9) 北浜地区復興土地区画整理事業-----	68
(10) 藤倉地区復興土地区画整理事業-----	70
第6 実質収支に関する調書 -----	73
第7 財産に関する調書 -----	74
第8 基金の運用状況 -----	77
1 海難・交通遺児教育手当基金-----	77

凡

例

- 1 各表中に用いた数値については、数値未満を四捨五入して表示した。よって、構成比において、合計と内訳の合算比率が一致しない場合がある。
「執行率」及び「収入率」の数値については、数値未満を切り捨てて表示した。
- 2 執行率は、予算額に対する決算額の比率である。
- 3 収入率は、調定額に対する決算額（収入済額）の比率である。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「 - 」 ----- 該当値がないもの、算出不能又は無意味なもの
「 0 」 又は「 0.0 」 ----- 該当値はあるが、単位未満のもの
数値頭の「 △ 」 又は「 - 」 負数又は減数 例 (△0.12) (-0.12)

平成 28 年度塩竈市一般会計・特別会計決算 並びに基金の運用状況に関する審査意見

第1 審査の対象

1 一般会計

平成 28 年度塩竈市一般会計歳入歳出決算

2 特別会計

- 1 平成 28 年度塩竈市交通事業特別会計歳入歳出決算
- 2 平成 28 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 平成 28 年度塩竈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 4 平成 28 年度塩竈市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 5 平成 28 年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 6 平成 28 年度塩竈市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算
- 7 平成 28 年度塩竈市介護保険事業特別会計
 - 1) 保険事業勘定歳入歳出決算
 - 2) 介護サービス事業勘定歳入歳出決算
- 8 平成 28 年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- 9 平成 28 年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 10 平成 28 年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

3 付属書類

- 1 平成 28 年度一般会計並びに各特別会計決算事項別明細書
- 2 平成 28 年度実質収支に関する調書
- 3 平成 28 年度財産に関する調書

4 基金の運用状況を示す書類

- 1 平成 28 年度塩竈市海難・交通遺児教育手当基金

第2 審査の期間

平成 29 年 6 月 30 日から同年 8 月 4 日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から審査に付された平成28年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況について、関係法令への準拠性、計数の正確性、予算執行の適正性等を関係諸帳簿と照合するとともに、必要に応じて関係者から説明を聴取などの方法により実施した。

第4 審査の結果

審査に付された各会計決算書、付属書類及び基金の運用状況は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、表示された計数は諸帳簿と符合し正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正であると認められた。

決算の概要及び意見は次に述べるとおりである。なお、審査の参考にするため「決算審査資料」を作成添付したので参照願いたい。